

生殖補助医療に関する法律	71%が「必要」
生まれた子が卵子や精子の提供者を知る権利	65%が肯定的
卵子や精子を提供してもらって子を出産	卵子は70%、精子は71%が肯定的
提供は誰から受けるべきか	「第三者と血縁者のどちらでも良い」が半数近く
卵子や精子提供に支払う費用	いずれも「実費のみ」が72%

生殖医療法「必要」7割

岡山大調査 出自知る権利65%支持

卵子や精子提供、代理出産など生殖補助医療に関する包括的な法律が「必要」と考えている人が71%に上ることが岡山大が実施した調査で分かった。生まれた子が提供者の情報を得る「出自を知る権利」を認めるべきだと考えるのは65%に上ったという。

第三者が提供した卵子や精子を使って生まれた子供の親子関係を明確にする民法の特例法案は4日の衆院

本会議で可決、成立した。ただ調査では親子関係にとどまらず、さまざまな手法を夫婦以外のカップルに認めるかどうかも含む生殖補助医療全体の在り方を定めた法律を求める意見が多数を占めた。

岡山大の中塚幹也教授は「『まだ法律が無かったのか』と感じた人が多いと思う。子供の法的な地位を安定させる法案は重要だが、子供の背景は多様になって

おり、事実婚や同性パートナー、こうしたカップルの

子供の位置付けなども議論する必要があり」と指摘す

る。調査は令和元年6～9月に実施。全国の約7千人に質問紙を送り、914人から回答があった。生殖補助医療に関する法律は「作る必要がある」が71%、「他の法律の範囲で規定すれば良い」が10%だった。

卵子、精子提供による出産にはそれぞれ70%、71%が肯定的で、提供者は「第三者と血縁者のどちらでも良い」がいずれも半数近くとなった。支払う費用は卵子、精子提供ともに「実費のみ」が72%で、謝礼金があっても良いと答えたのは少数だった。

生まれた子供が希望すれば卵子や精子の提供者を知らせることには65%が肯定的な回答をし、平成28年に実施した調査より15%ほど増えた。

LGBTなど性的少数者が子供を持つことにも大半が前向きな回答をした。レスビアンカップルが精子提供を受けて出産したり、ゲイカップルが卵子提供を受けて代理母に出産を依頼したりするなど、第三者が関わる生殖補助医療の利用には半数以上が肯定的だった。